

一般社団法人岐阜工業高等学校同窓会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岐阜工業高等学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県羽島郡笠松町に置く。

(目的)

第3条 本会は、母校である岐阜工業高等学校と連携を保ち、会員相互の親睦をはかり、母校の発展並びに母校生徒の育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 教育の振興に関すること
2. 会誌の発行、名簿の整備
3. 研修会、講習会等の開催
4. 岐阜工業高等学校並びに生徒に対する助成事業
5. 会員に対する表彰など
6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び代議員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 元岐阜県第一工業学校、岐阜県立岐阜工業高等学校の卒業生で、本会の目的に賛同する者とする。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、入会金を完納下した者。
- 2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対し行使することができる。
 - ① 第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - ② 第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
 - ③ 第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - ④ 第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面の閲覧等）
 - ⑤ 第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
 - ⑥ 第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - ⑦ 第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照法等の閲覧等）
 - ⑧ 第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(経費の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は別に定める額（以下「会費」という。）を支払う義務を負う。

(退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意に何時でも退会することができる。

(代議員制の採用)

第 9 条 本会は、第 6 条に規定する正会員の中から各卒業期ごとに 1 名の割合で正会員の代議員選挙により代議員を選出し、一般法人法上の社員（以下「代議員」という。）とする。

- 2 代議員を選出するため、代議員選出に関する規定を理事会において別に定める。
- 3 前項の代議員の選出は、1 年に一度、定時総会の 1 週間前までに実施する。
- 4 代議員の任期は、新たに代議員が選出される時までとする。但し、代議員が代議員会決議取消の訴え、責任追及の訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しない。
- 5 欠員が生じ、補欠のため選出された代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期が満了するまでとする。
- 6 代議員は正会員を代表し、一般法人法上の社員総会（以下「総会」という。）で議決する本会の運営に関する重要な事項について審議し決定する。

(任意退任)

第 10 条 代議員は、別に定める退任届を提出することにより、任意に何時でも退任することができる。

(除名)

第 11 条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該代議員を除名することができる。

- ① 定款その他の規則に違反したとき
- ② 本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に著しく反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な理由があるとき

(代議員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条のほか、代議員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 第 7 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
- ② 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- ③ 総代議員が同意したとき

第 3 章 総 会

(構成)

第 13 条 総会は代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 理事及び監事の選任及び解任
- ② 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ③ 定款の変更
- ④ 解散及び残余財産の処分
- ⑤ その他法令又は定款で定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長が務める。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち予め理事会で定めた順位により議長を務める。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、議決権を有する代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- ① 代議員の除名
- ② 理事及び監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令又は定款で定める事項

- 3 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、または他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代議員のうちから議長に指名され、総会で選出された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- ① 理事5名以上15名以内
 - ② 監事2名以上5名以内
- 2 理事の内1名を会長とする。会長以外の理事のうち3名以上7名以内を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。又、副会長をして、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができるものとする。
 - 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
 - 5 理事について、理事及びその配偶者又は三親等以内の親族その他の特殊の関係にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であることを要する。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議において選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問等)

第28条 本会は、理事会の推挙と決定により、顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、本会の重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 本会の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 会長及び副会長の選定及び解職
- ④ 本会運営に必要な諸規定の制定、変更及び廃止
- ⑤ 会費等の額の決定
- ⑥ 本会の資産の管理
- ⑦ 顧問、名誉職等の推挙と決定

(職務の執行状況の報告)

第31条 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(招集及び議長)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち予め理事会において定めた順序に従い理事会を招集し、議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支計算)

第36条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更

する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に法で定めた期間備え置くものとする。但し、法に定めのないものは、5年間とする。

- ① 定款
- ② 理事及び監事の名簿
- ③ 代議員名簿
- ④ 監査報告
- ⑤ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第38条 当会は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第42条 本会は、主たる事務所に事務局を置くことができる。その運営及び事務局員の任免、職務及び報酬等の規定は理事会において決定する。

第9章 附 則

(最初の事業計画書及び収支予算書)

第43条 当会の最初の事業計画書及び収支計算書は、第36条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第44条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 岩田 勝美

設立時理事 横山 克徳

設立時理事 長屋 千秋

設立時理事 野田 泰義

設立時理事 浅野 勝史

設立時理事 高木 力

設立時理事 山田 元春

設立時理事 濱口 信太郎

設立時理事 澤田 信二

設立時理事 宇佐見 正洋

設立時理事 川島 功士

設立時理事 佐溝 勝樹

岐阜県羽島市正木町(番地等は略す)

設立時代表理事(会長) 岩田 勝美

設立時監事 仲野 和幸

設立時監事 安田 憲司

(設立時社員の住所及び氏名)

第46条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岐阜県羽島市正木町(番地等は略す)

設立時社員 岩田 勝美

岐阜市岩田東(番地等は略す)

設立時社員 横山 克徳

岐阜県羽島郡笠松町(番地等は略す)

設立時社員 長屋 千秋

(主たる事務所)

第47条 本会の設立時の主たる事務所は、次のとおりとする。

岐阜県羽島郡笠松町常盤町1700番地

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人岐阜工業高等学校同窓会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

令和5年 9月 1日

設立時社員 岩 田 勝 美 (印)

設立時社員 横 山 克 徳 (印)

設立時社員 長 屋 千 秋 (印)

※定款の原本には、設立時社員の印を受領しています。また、設立時代表理事、設立時社員の住所（番地等）も記載しています。